

# 船舶事故調査報告書

平成25年3月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月22日（日） 10時20分ごろ
発生場所	山口県下関市彦島北方沖 下関市所在の下関港南風泊 <sup>はえどまり</sup> A防波堤東灯台から真方位055° 1, 580m付近 (概位 北緯33° 57.8' 東経130° 53.8')
事故調査の経過	平成24年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>ゆうしん</sup> 祐神丸、4.9トン NS3-73293（漁船登録番号）、個人所有 11.72m (Lr) × 2.50m × 0.85m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成元年8月6日 B プレジャーモーターボート あおい丸、5トン未満 291-11483山口、個人所有 6.40m (Lr) × 1.65m × 0.45m、FRP 船内機、30.89kW、昭和53年6月30日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年6月9日 免許証交付日 平成20年11月10日 (平成26年6月8日まで有効) B 船長B 男性 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年4月9日 免許証交付日 平成23年2月9日 (平成28年4月8日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部ペイント剝離、右舷船側部に擦過傷 B 右舷船体中央部の船側外板に破口及び舷縁材折損、マスト及びオーニング支柱の曲損

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、いか一本釣り漁を行うため、下関市下関漁港を出港して日本海側の漁場に向かった。</p> <p>船長Aは、下関市所在の彦島大橋の下を通過したとき、目視及びレーダーで周囲を確認したところ、左右にタンカーや砂利運搬船が停泊していたものの、船首方には何も見当たらなかったため、針路真方位335°、速力約8.2～8.5ノットで自動操舵により航行した。</p> <p>船長Aは、操縦席に腰を掛けて左舷方を向いてGPSプロッターに漁場を入力する操作中、平成24年7月22日10時20分ごろA船船首とB船の右舷船体中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、時折、場所を変えながら釣りを行った後、彦島大橋の北西方沖約1,800m付近で機関を中立運転として漂泊し、船長Bは、右舷船尾に置いた椅子に腰を掛け、船尾方を向いて釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、釣りを始めた当初は時折首を振って周囲の見張りを行っていたが、しばらく経っても接近して来る他の船舶がなかったので、船尾方を向いて釣りを続けていたところ、船首が南東方に向いて漂泊中、突然、衝撃を受けて後方に転倒した。</p> <p>船長Aは、本事故を所属漁業協同組合及び海上保安庁へ連絡するとともに、自力で帰港するB船に伴走して下関漁港へ入港し、負傷した船長Bを搬送するために救急車の手配を行った。</p> <p>船長Bは、下関漁港に入港した後、救急車により病院に搬送され、頭部及び左腕の打撲により、8日間入院した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、本事故当時、レーダーを0.25海里（M）及びGPSプロッターを12Mのレンジで使用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、下関漁港を出港して彦島北方沖を自動操舵で北北西進中、船長Aが、GPSプロッターに漁場を入力する操作を行い、見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中のB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、彦島大橋の北西方沖で船首が南東方に向いて漂泊中、船長Bが、船尾方を向いて椅子に腰を掛けて釣りをし、見張りを行っていなかったことから、船首方から接近したA船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、彦島北方沖において、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bが、共に見張りを行っていなかったため、両船</p>

	が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 大小の船舶が行き交う港やその周辺では、周囲を確認する頻度を多くするなどし、厳重な見張りを行うこと。